

# 安心して通行できる自転車通行空間を整備します

自転車は日常生活の移動手段として、子どもから高齢者まで多くの人が利用しています。市では自転車を安全に利用するための具体的な取り組みを定めた「西脇市自転車ネットワーク計画」を策定しました。計画に基づき、市内の交通特性に応じて自転車通行空間を確保するほか、自転車利用者へ交通安全教育を実施していきます。

◆問合せ 工務課（市役所内線514）



▲詳しくはこちら

## 西脇市の自転車交通の現状と課題

市内では中学生や高校生を中心に、多くの人が自転車を利用しています。在学する生徒の約74%が自転車通学で、その通学路等は自転車交通量が多い路線となっています。一方、自転車交通量が多い路線のなかには道路幅が狭い場所があります。また、歩道等が整備された路線の多くは自転車と歩行者が混在する状況にあり、自転車と歩行者の安全確保のためにも交通安全教育の実施や自転車通行空間を確保する必要があります。

## 10年間の自転車利用計画を策定

西脇市では自転車利用者が安全に道路を通行できるように、平成30年8月に国・県・警察と連携して「西脇市自転車ネットワーク計画」を策定しました。市内の主要な路線のうち、実現可能もしくは緊急に対策を要する路線を対象に、平成30年度から10年間で期間として、自転車ネットワーク路線を整備します。計画では自転車を快適に利用できるよう、道路上の自転車通行空間を確保するための整備（ハード対策）や、自転

車利用者への安全教育、啓発等（ソフト対策）の具体的な取り組みを記載しています。**自転車通行空間を整備します**

市では、計画期間で自動車交通量や速度等の交通状況を考慮しながら、車道に自転車のイラストを配置して、自転車が通行する場所や方向が分かるように整備します。平成30年度には国道427号（春日橋東詰交差点～日野大橋間の一部区間）を整備するほか、新庁舎建設に合わせて周辺道路も整備します（整備場所は下記のとおり）。

### 車道混在整備

自転車と自動車を混在通行とする道路のこと。車道内に矢印の表示や自転車のイラストを設置します。

#### ◆主な整備予定場所

- ・春日橋東詰交差点～日野大橋  
※一部区間で平成31年4月～利用開始
- ・西脇市役所新庁舎周辺道路
- ・西脇大橋交差点～重春交差点
- ◆利用開始予定 平成31年4月（順次）



整備例

### 自転車専用通行帯整備

自転車レーンとも呼ばれる通行帯。車道の自転車通行空間を色分けして設置し、視覚的に分かりやすくします。

#### ◆主な整備予定場所

- ・羽安町交差点～市原東交差点
- ・上戸田南交差点～上野交差点
- ・小坂町交差点～西脇中央交番前交差点
- ・西脇中央交番前交差点～高田井南交差点
- ◆利用開始予定 平成31年11月（順次）



整備例

## 再確認！

# 自転車の安全運転を考えよう

皆さんは「自転車安全利用五則」を守っていますか。○×クイズに挑戦して、自転車の安全利用をもう一度確認しましょう。

◆問合せ 防災安全課（市役所内線394）

## ／5点満点

### 自転車安全利用五則 ○×クイズ（各1点）

Q1 自転車は「歩道」を走行する。○か×か。

A1 正解は「×」。自転車は原則「車道」を通行します。自転車は道路交通法で「軽車両」と位置付けられており、そのため、車道と歩道の区別がある道路では、車道を通行することが原則です。

ただし、道路工事や駐車車両がある場合、車道が狭いなどやむを得ないときは、安全のため歩道を通行することができます。また、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等は歩道を通行することができます。

Q2 自転車は車道の「左側」を通行する。○か×か。

A2 正解は「○」。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行しましょう。

Q3 自転車は歩道を通行できるときがあるが、その場合は歩行者優先、車道寄りを徐行する。○か×か。

A3 正解は「○」。「自転車及び歩行者専用標識」（右写真）があれば、自転車は歩道を通行することができます。歩道を通行する場合は車道寄りの部分を徐行し、歩行者がいる場合はすぐに停止できる速度で走行して、歩行者の通行を妨げるようなときには一時停止しましょう。



Q4 子どもはヘルメットを着用しなければならない。○か×か。

A4 正解は「○」。13歳未満の子どもが自転車に乗るときは、保護者は子どもにヘルメットを

着用させる義務があります。また、子ども以外の人でも、自転車に乗るときはヘルメットをかぶり、幼児を幼児用座席に乗せるときは幼児用ヘルメットをかぶせるようにしましょう。

Q5 自転車を利用するときの安全ルールでは、道路交通法が適用される。○か×か。

A5 正解は「○」。主に次のような安全ルールがあり、なかには処罰されるものもあります。

- ・飲酒運転の禁止  
自転車も飲酒運転は禁止されています。
- ・2人乗りの禁止  
16歳以上の運転者が6歳未満の幼児を幼児用座席に乗車させている場合など、一部例外もあります。
- ・並進の禁止  
他の自転車と並んで通行することはできません。
- ・夜間はライト点灯  
前照灯および尾灯、または反射器材を付けて、自転車が分かるようにしましょう。
- ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認  
交差点での信号無視や一時停止標識がある場所での一時不停止は交通違反です。交差点では必ず信号を守り、周囲の安全を確認してから進行しましょう。



#### その他の主な禁止事項

- ・ブレーキのない自転車の運転禁止
- ・傘を差したり、ものを持ったりしながらの運転禁止
- ・走行しながらの携帯電話の使用禁止
- ・イヤホンの使用禁止

